

議案第20号

向日市水道事業給水管理条例の一部改正について

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市水道事業給水管理条例の一部を改正する条例

向日市水道事業給水管理条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行																																
<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>（1月の料金の額）</p> <p>第28条 1月の料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額に消費税等相当額を加えた額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場</u></p> <p>第1号に規定する基本料金の額と使用水量に水量1立方メートルにつき90円を乗じて得た額とを合算した額</p> <p><u>第33条 削除</u></p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>「浴場用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づく浴場に使用するものをいう。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>（1月の料金の額）</p> <p>第28条 1月の料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる算定方法により得た額に消費税等相当額を加えた額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公衆浴場法の規定に基づき、業として公衆浴場を営んでいる者</u></p> <p>第1号に規定する基本料金の額と使用水量に水量1立方メートルにつき90円を乗じて得た額とを合算した額</p> <p><u>（予納金）</u></p> <p><u>第33条 予納金は、給水開始のときに次の表により納付しなければならない。ただし、口径に変更が生じ、予納金を増減させる必要があると認められるときは、その差額を追徴又は還付することができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">口径</td> <td style="width: 10%;">13ミ</td> <td style="width: 10%;">20ミ</td> <td style="width: 10%;">25ミ</td> <td style="width: 10%;">40ミ</td> <td style="width: 10%;">50ミ</td> <td style="width: 10%;">75ミ</td> <td style="width: 10%;">100ミ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リメ</td> <td>リメ</td> <td>リメ</td> <td>リメ</td> <td>リメ</td> <td>リメ</td> <td>リメ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> <td>ート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ル</td> <td>ル</td> <td>ル</td> <td>ル</td> <td>ル</td> <td>ル</td> <td>ル以</td> </tr> </table>	口径	13ミ	20ミ	25ミ	40ミ	50ミ	75ミ	100ミ		リメ	リメ	リメ	リメ	リメ	リメ	リメ		ート	ート	ート	ート	ート	ート	ート		ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル以
口径	13ミ	20ミ	25ミ	40ミ	50ミ	75ミ	100ミ																										
	リメ	リメ	リメ	リメ	リメ	リメ	リメ																										
	ート	ート	ート	ート	ート	ート	ート																										
	ル	ル	ル	ル	ル	ル	ル以																										

							上
金額	5,000	7,000	12,000	40,000	100,000	200,000	300,000
	円	円	0円	0円	00円	00円	00円

2 前項の予納金は、使用中止の届出があったときに精算し、料金の完納のときは、還付し、未納のときはこれを料金に充当する。

3 第1項の規定にかかわらず、官公署、学校その他管理者が認めるものにあつては予納金を徴収しないものとする。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、納入通知書による集金方法又は指定金融機関への口座振替による方法により、2月分まとめて徴収する。ただし、管理者は必要があるときは、毎月徴収することができる。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、納入通知書による集金方法、指定金融機関への口座振替等による方法により、2月分まとめて徴収する。ただし、管理者は必要があるときは、毎月徴収することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の向日市水道事業給水管理条例第33条の規定により納付されている予納金は、水道の使用者等に還付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、水道の使用者に未納の水道料金があるときは、向日市水道事業管理者の権限を行う市長は、予納金を当該水道料金に充当することができる。
- 4 第2項の場合において、改正後の第28条の規定が適用される水道料金から当該予納金の額を控除することにより還付に代えることができる。